

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

山武市

目 次

山武市の概要

I 山武市農業経営基盤強化促進基本構想の策定の趣旨

- 1 基本構想策定の目的
- 2 基本構想の位置付け
- 3 基本構想の目標年度
- 4 基本構想の改定経過

II 基本構想の内容

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 農業経営基盤強化の基本的な推進方向
- 2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向
 - (1) 農業構造と今後の見通し
 - (2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標
 - (3) 効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成に向けた取り組み
 - ア 農業経営体育成の基本方向
 - (ア) 個別農業経営体育成の基本方向
 - (イ) 企業的農業経営体育成の基本方向
 - (ウ) 地域農業経営体育成の基本方向
 - イ 農業経営体の育成に関する基本的な支援の方向
 - (ア) 資金の融資に係る支援
 - (イ) 農地の利用集積に係る支援
 - (ウ) 農業経営改善支援センターの支援活動
- 3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標
 - (1) 新規就農の現状
 - (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標
 - (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組
 - (4) 地域ごとに推進する取組
- 4 農振農用地の確保と土地基盤整備の基本的な方向
 - (1) 農振農用地を確保するための基本的な方向
 - (2) 土地基盤整備の基本的な方向
- 5 農業生産の現状と今後の誘導方向
 - ア 水稻部門
 - イ 野菜・花き・果樹部門
 - ウ 植木・造園部門
 - エ 畜産部門
 - オ きのこと類
 - カ 農産加工
- 6 効率的かつ安定的な農業経営体・兼業農家・高齢農家等の役割分担の基本的な誘導方向
 - (1) 兼業農家・高齢農家などの地域農業経営体等への参加
 - (2) 高齢者・女性等の役割発揮による地域の活性化
 - (3) 快適な農村生活環境の形成

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

<効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標の営農類型>

【個別経営体の営農類型】

- 水稲専作
- 露地野菜専作（ネギ）
- 施設野菜専作（トマト＋キュウリ）
- 施設花き専作（カーネーション）
- 果樹専作（なし）
- 酪農専業（乳牛）
- 肉用牛専業（肉用牛）
- 養豚専業
- 観光農業（イチゴ＋水稲）
- 農産加工（餅加工等＋水稲）

【組織経営体の営農類型】

- 農産加工（水稲＋加工等）
- 水田農業（水稲＋麦＋大豆）

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

【個別経営体の営農類型】

- 露地野菜専作（ニンジン＋ダイコン）
- 露地野菜専作（ネギ）
- 施設野菜専作（トマト＋キュウリ）

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方
- 2 市が主体的に行う取組
- 3 関係機関の連携・役割分担の考え方

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- (1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法
- (2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準
- (3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

2 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
- (2) 利用権の設定等の内容
- (3) 開発を伴う場合の措置
- (4) 農用地利用集積計画の策定期間
- (5) 要請及び申出
- (6) 農用地利用集積計画の作成

- (7) 農用地利用集積計画の内容
 - (8) 同意
 - (9) 公告
 - (10) 広告の効果
 - (11) 利用権の設定等を受けた者の責務
 - (12) 紛争の処理
 - (13) 農用地利用集積計画の取消し等
- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
 - (2) 区域の基準
 - (3) 農用地利用改善事業の内容
 - (4) 農用地利用規程の内容
 - (5) 農用地利用規程の認定
 - (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
 - (7) 農用地利用改善団体の勧奨等
 - (8) 農用地利用改善事業の指導、援助
- 4 山武郡市農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進
 - (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等
- 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
 - (2) 推進体制等
- 6 新たに農業を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項
- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組
 - (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組
 - (3) 関係機関等の役割分担

第6 その他

別紙1 (第5の2 (1) ⑥関係)

別紙2 (第5の2 (2) 関係)

山武市の概要

山武市は、千葉県の東部に位置し、県都千葉市や成田国際空港まで約 10～30km、都心へも約 50～70km の距離にあり、日本有数の砂浜海岸である九十九里浜のほぼ中央で約 8 km にわたり太平洋に面し、総面積 146.77k m²です。

地勢は、九十九里海岸地帯と、その後背地としての広大な沖積平野及び標高 40～50m の低位台地からなる丘陵地帯で構成されており、これらは海岸線にほぼ並行に帯状に展開しています。

海岸地帯は、砂浜と松林が連なり、成東海岸と蓮沼海岸の遠浅の海が広がり多くの海水浴客が訪れます。平地地帯は、本地域の中央部に広がる肥沃な土壌を持つ九十九里平野で、田園地帯を形成しています。丘陵地帯は、大部分が成田層と呼ばれる地質で、表層が関東ローム層、下層が砂及び粘土互層で構成されており、上総層群の堆積盆地に位置しています。

山武市は、稲作を主に野菜や果実の生産も盛んで、山武杉の林産物、九十九里浜の海の幸と、自然の恵み豊かな地域であるとともに、観光リゾート地として海水浴やサーフィン、テニスなどのスポーツも楽しめ、若者にも魅力ある地域資源を有しています。近年では、立地条件の良さから、工業施設の集積が高まりつつ、また自然環境の良さからもこの地域を訪れ、移り住む人々もおります。

近年では、交通アクセスの利便性も向上しており、鉄道は JR 総武本線と JR 東金線が成東駅を起点とし運行されており、道路は、国道 126 号線（千葉～銚子）、千葉東金道路の延長線である銚子連絡道路、首都圏中央連絡自動車道や広域農道の開通により、生鮮食料品の輸送を含め、産業における物流上の立地ポテンシャルは極めて効率の高い地帯であり、今後さらなる交流と物流と観光の拠点として発展することが期待されます。

一方、国内の農業生産を取り巻く状況は年々変化しており、気候変動による大規模災害が頻発するなど、生産現場への影響が深刻化しています。

近年、食料の安定供給・農林水産業の持続発展と地域環境の両立が強く指摘されており、高温に強い品種や生産技術の開発、脱炭素社会の実現に向け農林水産分野の革新的なイノベーションの創出などの対応が求められています。また、将来農業を支える後継者対策等の問題もあり、山武市もこれら諸問題へ対応していく必要があります。

I 山武市農業経営基盤強化促進基本構想の策定の趣旨

1 基本構想策定の目的

- (1) 農業は、単に食料の安定供給という役割にとどまらず、国土の保全、水資源のかん養や国民にやすらぎをもたらす豊かな自然環境の確保など重要な役割をも果たしてきている。
しかし、農業を取り巻く環境は、米に代表される農畜産物の輸入自由化の問題、農産物価格の低迷等に直面する一方、農村社会においては農業従事者の高齢化、農業後継者の減少、遊休農地の増加など多くの問題を抱えている。
- (2) そこで、国では平成4年6月に21世紀に向けた農業の基本的な展開方向を示すものとして「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新政策)を公表し、平成5年8月には今後の農業構造・経営対策の基本方向に応じた施策の基本的な法律として農用地利用増進法を改正し、農業経営基盤強化促進法と名称を改め施行した。
- (3) 同法では、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積目標、育成方法などの農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を県において策定し、その後、県の基本方針に即して市町村が農業経営基盤の強化の促進に関する市町村の基本構想を策定することとしている。
- (4) 本基本構想は、同法第6条の規定及び千葉県の基本方針に基づき、将来の山武市のあるべき地域農業の姿を見通し、
 - ア 山武市において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成目標
 - イ 育成すべき農業経営を営む者に対する農用地の利用集積の目標
 - ウ 育成すべき農業経営を目指し経営改善を図ろうとする者への支援のあり方
 - エ 農業の国際化に対応するための生産コストの低減等についての総合的な方針として策定したものである。

2 基本構想の位置付け

本基本構想の策定に当たっては、将来に向け、意欲ある若い人たちが存分に力を発揮でき、今以上の農業生産力を確保しながら、都市と共生する田園都市農業を目指し、総合的かつ長期的な視点に立った農業の振興対策として山武市基本構想を策定した。

3 基本構想の目標年度

本基本構想は、その基準年次を令和5年度として、目標年次を令和14年度とした。

4 基本構想の改定経過

1) 第1回改定

- (1) 基本構想は、平成6年度に策定されてから5年が経過し、農業経営基盤強化促進法の規定による見直しの時期となっていた。
- (2) 国は、近年の我が国の経済社会および食料・農業・農村をめぐる情勢の大きな変化に対応するため、平成11年7月に「食料・農業・農村基本法」を制定し、食料の安定供給の確

保、多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展、農村の振興を基本目標とする施策を総合的かつ計画的に推進することになった。

このため、本法律の趣旨および千葉県基本方針を踏まえ、基本構想に反映させることにより、更なる農業経営基盤の強化を図ることとした。

2) 第2回改定

(1) 平成 11 年度に改定されてから概ね 5 年が経過し、農業経営基盤強化促進法の規定による見直しの時期となっている。

(2) 食の安全に対する信頼の確保や農業従事者の減少による生産構造のぜい弱化等危機的な状況が深刻化してきている。また、国外に目を向けると、WTO 農業交渉による関税引き下げや中国などの経済発展による食料需要の増大など食料需給に関する不安定要因が顕在化してきている。このような状況から国は平成 17 年 3 月に「新たな食料・農業・農村基本計画」を策定し、目標とする施策を総合的かつ計画的に推進することになった。そして、これに伴い平成 17 年 9 月に「改正農業経営基盤強化促進法」が施行されたことから基本構想の内容を改定する必要が生じた。

このため、「食料・農業・農村基本法」の趣旨及び改定された千葉県基本方針を踏まえ本市基本構想の見直しを行うことにより、更なる農業経営基盤の強化を図ることとした。

3) 第3回改定

(1) 平成 21 年 12 月 15 日に農地法の一部を改正する法律が施行され、農業経営基盤強化促進法第 6 条の規定により市の基本的な構想を改める必要が生じた。

4) 第4回改定

(1) 平成 25 年 12 月 13 日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が公布され、平成 26 年 4 月 1 日に施行された。それに伴い千葉県基本方針も改正され、農業経営基盤強化促進法第 6 条の規定により市の基本的な構想を改める必要が生じた。

5) 第5回改定

(1) 令和 4 年 5 月 27 日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が公布され、令和 5 年 4 月 1 日に施行された。それに伴い千葉県基本方針も改正され、農業経営基盤強化促進法第 6 条の規定により市の基本的な構想を改める必要が生じた。

II 基本構想の内容

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業経営基盤強化の基本的な推進方向

将来に向けて、今以上の農業生産力を確保しながら国土保全等の機能も十分に果たし、次世代に引き継げる持続可能な魅力ある農業・農村を創造していくため、農業経営基盤強化の基本的な推進方向は次の4点とする。

- ア 若者や女性農業者が希望を持って取り組める高所得農業の推進
- イ 農地の流動化による効率的な農業の推進
- ウ 消費者ニーズに応え得る、安全で安心な食料を供給する農業の推進
- エ 環境保全や教育に貢献できる農業の推進

2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向

(1) 農業構造と今後の見通し

高齢化の進展や後継者の不足等による農業従事者の大幅な減少という、近年の我が国農業が抱える構造的な問題に本市も直面している。平成22年に2,156戸あった販売農家数は、令和2年では1,399戸と757も減少しており、併せて農業従事者のうち65歳以上の高齢者の占める割合も増加傾向にある。

そして、このような農業労働力の減少に加え、経営耕地総面積もこの10年間で10.5%の割合で減少し、令和2年での面積は3,599ha、うち田2,399ha、畑1,181ha、その他19haとなっており、併せて遊休農地の増加も懸念されている。

このような農業構造は、都心から約50~70kmに位置しているなどの本市の地域性やWTO農業交渉などによる厳しい農業環境に起因して今後も続くことが予想される。

一方では、東京湾横断道路、首都圏中央連絡自動車道の延伸、千葉東金道路、銚子連絡道路など広域幹線道路網の整備によって流通の優位性が一層高まっている。

したがって、このような立地ポテンシャルを活かすと共に、地産地消の取組の中で、消費者の求める農産物の生産拡大が期待される。

さらに、自然資源などを活用した田んぼの学校などの体験農業や観光農園など、都市と農村の交流を深める取組の需要も増加すると思われる。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

農業構造の動向に的確に対応し、本市農業の永続的維持・発展を図るためには、職業として「魅力ある農業」の確立を図ることが必要である。このため、次の「3点の確立」を効率的かつ安定的な農業経営体の基本的な育成目標とする。

- ア 個人の自発的な意志に基づいて就業のできる農業の確立
- イ 労働に見合った報酬が得られる職業としての農業の確立
- ウ 労働の環境が快適に整備されている職業としての農業の確立

具体的な育成目標としては、主たる従事者 1 人当たり

年間農業所得 520 万円以上（主たる従事者 1 人当たり）

年間労働時間 1,800～2,000 時間以下（主たる従事者 1 人当たり）

として、さらに定期的に休日が取得できる経営を育成目標とする。

（3）効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成に向けた取り組み

将来の農業を担う経営体は、夫婦・親子等からなる「個別農業経営体」、大規模で様々な人材からなる「企業的農業経営体」、専業農家と兼業農家等が協力し、地域全体で農業を行う「組織経営体（営農組合）」の 3 種類の経営体に分化すると見込まれる。

このため、職業としての農業の確立及び農業経営と生活の分離を推進する。休日は週休 2 日、給与は月給制、1 日 7 時間 45 分労働等の実現に加え、社会保険や退職金制度も導入された経営体の育成を目指す。

しかし、当面、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保が困難な地域においては、これら農業経営体以外にも地域農業の維持・発展のために、必要な地域の実情に即した多様な担い手の育成・確保を図る。

ア 農業経営体育成の基本方向

（ア）個別農業経営体育成の基本方向

家族労働力を中心に、機械・施設の導入による省力化を推進し、必要に応じて雇用労働を入れ、520 万円以上の年間所得を得ることの出来る経営体の育成を目指す。

このため、財務管理の強化と雇用労賃はもとより家族労働に対する報酬、就業時間、就業条件の明確化など、家計と経営を分離した農業経営活動の展開を図るため、経営の法人化（一戸一法人）を促進するとともに、併せて法人化への前段階として家族経営協定の締結を促進する。

（イ）企業的農業経営体育成の基本方向

家族経営における土地規模の零細性や資本力の弱小性を克服するため、土地・資本・労働力の統合による法人化を推進し、農業経営の継続的な維持・発展とその体質強化を図る。

（ウ）地域農業経営体育成の基本方向

個別農業経営体や企業的農業経営体を核とし、兼業農家や高齢農業者等の様々な地域農業者等を構成員として、その組織化を図りながら地域農業経営体として育成するとともに、組織自体の協業経営化、法人化への誘導を図る。

特に、稲作を中心とする地域農業経営体の育成については、集落単位もしくは農業用水系統の小単位ごとに組織化を促進していくものとする。

なお、地域農業経営体の組織化にあたっては、今までとは異なる農業経営が求められるため、様々な人たちが相互理解を深めながら自分たちの地域営農のあり方を真剣に考えていく環境がどうしても必要となる。

したがって、相当の時間を要しての粘り強い継続的な取組の中で、組織化に至らなくともできるところから段階的に具現化していくものとする。

イ 農業経営体の育成に関する基本的な支援の方向

(ア) 資金の融資に係る支援

借入金利の低い農業制度金融（日本政策金融公庫資金・農業近代化資金）の活用の普及推進と、農業協同組合等関係機関と協調し融資実行の迅速化を図る。

(イ) 農地の利用集積に係る支援

農地の流動化を促進するため、農業委員会の農地銀行、公益社団法人千葉県園芸協会の農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業、市の利用権設定等促進事業などの機能が十分に発揮されるよう関係機関が今まで以上の連携強化を図り、農業者が利用しやすい環境を構築していく。併せて、集落段階での担い手の明確化や農地流動化などの話合いが促進されるよう、関係機関一丸となり支援していく。

また、遊休農地や今後遊休農地となるおそれがある農地のうち農業上の利用の増進を図る農地については、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業などにより利用集積が促進されるよう、農業委員会などとの連携を強化していく。

(ウ) 農業経営改善支援センターの支援活動

効率的かつ安定的な農業経営体を育成・確保していくため、農業委員会や山武郡市農業協同組合、山武農業事務所、市が相互の関係とそれぞれの役割を再認識し、今まで以上の連携の下で体制を強化して機能の充実を図る。これにより、農業者が必要としている経営改善や経営規模拡大、地域農業経営などの相談活動や栽培技術、複式簿記などの各種研修会の情報提供など濃密な指導・支援を実現すると共に、積極的な支援活動を展開していく。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和4年度の認定新規就農者は3人であり、過去5年間の平均は5.2人であり、横ばいの状況となっている。露地野菜等を主とした営農形態の新規就農者の比率が高く、また、露地野菜で有機栽培の新規就農者もおり、生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将

来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる40代以下の農業従事者を2023年までに40万人にすることを目標とする新規就農者育成総合対策や千葉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標450人となっているが、本市においては現状を踏まえ、年間3人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で20件増加させることを目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得270万円程度）を目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については山武農業事務所や地域連携推進員、山武郡市農業協同組合、農業生産組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

（4）地域ごとに推進する取組

ア 成東地区

本地域の農業生産として重点的に振興すべき作目は、米・野菜であり、地域全体としては水稻を中心とした複合経営が行われている。今後も米については良質米の安定生産を目標に土地利用集積を図り省力化経営を推進する。野菜については、イチゴや、ネギをはじめとした指定野菜を主体に低コスト化、集出荷流通の合理化により収益の高い経営を目指す。このことから基盤となる優良農地を保全し、土地条件・経営条件等を考慮して、地域に適合した土地利用を進めるとともに、農業経営体の育成や担い手の確保を図っていく。

イ 山武地区

本地域の農業は、露地野菜を中心に水稻・施設野菜・畜産の複合経営あるいは単一経営が行

われてきた。重点作目は、スイカ・トマト・ニンジン・里芋などである。今後も露地野菜を中心に施設野菜、水稲、花き、果樹、畜産の振興を図っていく。また、有機農業に取り組む法人があることから、有機野菜の生産が盛んであり、新規就農者の確保につながっていることから、更なる有機農業の推進を図る。営農環境の充実を図り中核的農家の育成や土地利用集積・農作業受委託等により経営規模の拡大を進めるなど、安定した生産性の高い農業に誘導し、生産基盤の整備を推進するとともに、農業経営体の育成や担い手の確保など将来農業を支える後継者対策を図っていく。

ウ 松尾地区

本地域の農業は水稲を中心に野菜や畜産（主に養豚）等の複合経営が行われてきた。今後もこの3品目を重点作目と位置付け、安定した生産性の高い農業に誘導していく。また、生産基盤の整備を推進するとともに、農作業の機械化・省力化・効率化・低コスト化を図り、農地の利用集積等により土地利用型農業の安定化を図っていく。今後は農業経営体の育成や担い手の確保など将来農業を支える後継者対策を図っていく。

エ 蓮沼地区

本地域の農業は水稲を中心に露地野菜や施設野菜等の複合経営が行われてきた。今後も水稲・ネギ・エシャレット・トウモロコシの4品目を特産作目と位置付け、安定した生産性の高い農業に誘導していく。また、農業経営体の育成や担い手の確保など将来農業を支える後継者対策を図っていく。

4 農振農用地の確保と土地基盤整備の基本的な方向

(1) 農振農用地を確保するための基本的な方向

山武市は、県都千葉市や成田国際空港、都心へのアクセスもよい上、自然豊かな観光リゾート、産業立地条件に恵まれた地域として、交流人口や転入人口が多く、町村合併後も人口増加を見込んでいたが、合併以降の人口状況は減少傾向である。また、農振農用地については、今後予想される経済動向や人口などから緩やかながらも減少するものと考えられる。したがって、農振農用地を確保していくため次のような方針で取り組んでいくものとする。

ア 農振農用地保全のため、「農業振興地域整備計画」の農用地利用計画に基づき、適正な土地利用を誘導していく。町村合併後、旧町村で策定した計画が見直され、「山武市農業振興地域整備計画」が策定された。今後も有効的かつ地域の土地利用を考えながら計画を見直していくこととする。

イ 混住化する土地条件の中で生産活動の活性化を図るためには、農振農用地の保全が必要であることから、農家など関係者と協力しながら居住区域と農業生産区域の地帯区分に努める。

ウ 多様な担い手を育成・確保するとともに、農地流動化の促進と生産施設や生産基盤の整備を進めることで、効率的かつ安定的な農業経営の展開を図る。

エ 混住化や基盤条件などにより生産活動が抑制される農地については、市民農園などの都市と農村の交流事業を促進し遊休農地の有効活用を図る。

(2) 土地基盤整備の基本的な方向

農業者の多くは、総じて農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、非効率な農地利用、農山漁村の活力の低下といった厳しい状況に直面している。過去 40 年余り続けてきた米の生産調整は、結果として農業者の間に不公平感を生み、麦や大豆等への生産転換も円滑に進まない状況をもたらしている。また、国内農業は消費者や食品産業のニーズに十分に対応できておらず、食料自給率は低迷したままとなっている。

本市は、昭和 45 年度から約 18 年余りをかけ、受益面積 2,488ha〔成東地域 1,932ha・山武地域 163ha・蓮沼地域 20ha・松尾地域 373ha〕の県営大規模ほ場整備事業（山武郡中央土地改良区）が、昭和 48 年度から約 12 年余りをかけ、県営大規模ほ場整備事業蓮沼地区（山武郡東部地改良区）受益総面積 798ha（蓮沼地域 434ha・松尾地域 364ha）が施工され、30a 区画割による集団化、用排水路・道路の整備などの生産基盤の整備を図ってきた。

また、営農意欲の減退から、基盤整備に対する投資は消極的傾向にあり、基盤の再整備も難しいものがある。しかし、農業生産力の向上による産地間競争力をつけつつ、本市の農業と地域環境を子孫の代に引き継ぐためには農業基盤の整備は必須で、このことは単に農業サイドにとどまらず、都市排水、防災対策にも重要な影響を与えるものであることから、今後、関係者の理解を求め、未整備地区の事業を進めていく必要がある。

なお、八田地区等においては、今後、ほ場整備工事を実施する予定であり、令和 15 年頃を目途に完了する予定である。

一方、丘陵部の畑についてはかんがい施設がないため、干ばつ等により安定的作付けが困難なことから利根川の安定した表流水を確保するため北総中央用水を活用し、畑地帯総合整備事業を推進するとともに、畑地かんがい施設整備を実施する。また、谷津田にあっては汎用化でできる基盤整備を進める必要がある。

5 農業生産の現状と今後の誘導方向

水稻については、昭和 58 年頃までは 10a 当たり 450kg 前後の収量であったものが栽培技術などの向上により現在では 500kg を超えている。また、平成 16 年度から安全・安心に配慮した「ちばエコ農産物」の栽培にも取り組んでいる。

畑作については、「イチゴ」をはじめ主要な販売品目として 10 品目以上が数えられ、技術の向上や販路の拡大に取り組んでいる。

集荷・販売においては、流通の変化への対応が求められる中、生産量を活かした販売を行うため、広域一元集荷場等の施設が整備されているが、全体として個人あるいは小組織を単位とする生産・出荷体制をとる農業経営体が多い。

将来において収益性の高い農業を目指すには、本市に適応した作目別の作型、経営指標の作成、土地利用上の作付協定等農家の合意と栽培意欲の向上を図りつつ、有利販売できる体制の確保に努めることが必要となる。

ア 水稲部門

水稲は、山武市農業の基幹作物としての地位が保持されることが予想される。このため、水田の条件整備を行うと共に、収量の確保、品質向上及び特別栽培の普及、生産コストの低減等を行い生産力及び市場競争力の強化に努めるものとする。

そのためには、地域の協力を得ながらの土地基盤整備や農地の流動化などを進め、効率的・安定的な個人及び集落営農組織などの育成・確保を図る。

イ 野菜・花き・果樹部門

山武市は、その地域が丘陵谷津田地帯、中央水田地帯、田畑混交地帯の3地帯に区分されるが、水稲はもっぱら中央水田地帯と田畑混交地帯であるのに対し、野菜、花き、果樹等は全域的な広がりをもっている。

① 野菜

大消費地に隣接することから、流通面の条件は整っており、出荷量及び販売金額の多いものとしては、ネギ、ニンジン、スイカ、ダイコン、ホウレンソウ、トウモロコシ、イチゴ・トマト、サトイモ、ソラマメ、ゴボウ、エシャレットがある。

野菜生産の形態として、品目が多く、また農協出荷を主とする一方、個人出荷も多く、主要野菜類等の共選共販化を促進しつつ、少量多品目産地として個々の農産物の特性を活かして、付加価値を加えるための整備も図る必要がある。

このため、小規模農家には、簡易ハウスを導入することにより耕地の利用率を高め、生産力の向上を図るものとする。

なお、将来において生産振興を図るべき作物としては、現在、生産されている野菜に加え、有機野菜をひとつの方向とするとともに、生産価値の高い新規作物の導入を図る。この場合において、当該作物の付加価値化を進めるための商標登録等の支援を行うと共に、消費者グループとの結び付きによる販売流通の新規開拓を支援するものとする。

② 花き

花きについては、中央水田地帯、田畑混合地帯を問わず平野部全体に点在し、栽培農家数は少ないものの、優秀な経営がなされている。

花きの需要は、年々消費の多様化が進んでいることから消費動向に対応した品目の栽培に取り組み、ブランド化を進めるものとする。

なお、花きについては、高度な栽培技術を要するとともにその消費動向も流行に左右されやすいものであることから、農家相互の情報交換活動を促進する。

③ 果樹

果樹については丘陵地帯を中心に平地地帯にまで点在している。品目は日本なしが最も多く、ブドウ、カキ、ウメ、ブルーベリー等多様な品目が栽培されている。

果樹の販売形態としては、市場出荷と店頭販売に二分しており、日本なしは観光主体の店頭販

売がほとんどである。

近年における余暇の拡大と、余暇を自然の中で過ごすなど安らぎを自然に求める傾向が今後も続くものと予想されることから、観光農業の伸びが期待される。

したがって、点として存在している本市の果樹生産者同士の連携を図るとともに九十九里リゾート地域との組み合わせの中で周年型観光農業として発展させることが必要となる。

また、これに併せ生産物としての果樹にとどまらず、花も見られるような作物への展開や、余剰品・規格外品の農産加工も出来るところから促進する。

ウ 植木・造園部門

山武市の植木産業の多くは、植木栽培と造園業との複合経営形態をとっている。また、植木栽培に稲作経営を組み合わせている農家もある。

したがって、植木産業の振興にあたっては、栽培技術の向上や消費者ニーズを把握し、積極的に栽培樹種の拡大等を図る。さらに、生産技術や生産体制づくりなど、関係機関と連携しながら支援する。

エ 畜産部門

緩やかながらも都市化が進んでいることから、環境関係の苦情もあり畜産における営農条件は年々厳しく、農家戸数も減少している。

また、飼育生物を扱うという営農形態であることから休暇が取れないことや労働内容に対する汚いイメージが付きまとい、後継者の確保が難しいものとなっている。

畜産物需要は、食生活が変化する中で今後の伸びも期待できるものの、輸入自由化等により国際的な価格競争と、さらに国内でも産地間競争にさらされることから、1頭(羽)当たりの生産コストを引き下げる必要に迫られている。このため、畜産については、次の事項について検討し、その実施を支援するものとする。

(ア) 乳用牛については、転作田の活用により自給粗飼料の生産体制を整え、飼料コストの安定化と低減を図る。

(イ) 肉用牛については、優良種牛を選抜し素牛の自給体制を図り、飼育経費の削減と品質の向上を目指している。

(ウ) 養豚については、輸入肉の拡大の中で消費において競合が予想されることから、品質改善を図り、生産価値を高めるものとする。

(エ) 養鶏については、飼養方法の改善により品質の向上を図り、高級化に対応した生産を促進する。

オ きのこ類

良質のきのこを生産するために、栽培技術の向上と優良菌種の導入を促進するとともに、省力化と生産コストの低減を図るため、生産・出荷施設の機械化を促進する。なお、シイタケの原木栽培ではハウス内ほだ化技術の普及を図る。

また、契約栽培など定量出荷による有利販売を図るとともに、鮮度の保持に努める。

カ 農産加工

山武市には、味噌の加工施設も設置されており、この施設を有効利用するため、加工原料の生産拡大と特産品の開発を進めるとともに、味噌加工体験などとも連携し、農業の6次産業化と都市・農村の交流を促進していく。

6 効率的かつ安定的な農業経営体・兼業農家・高齢農家等の役割分担の基本的な誘導方向

効率的かつ安定的な農業経営体である担い手は、農業生産の大宗を担うものであるが、兼業農家や高齢農家も、農地の持つ食料の安定供給や様々な公益的機能、更には農村の維持・発展に重要な役割を果たしている。農地の有効利用や農村地域の活性化などを図るためには、担い手と兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等との間の密接な連携と協力体制が必要である。

このため、集落営農組織等への参加や地域の活性化などを通じて役割分担を明確にして、相互にメリットを享受できるよう関係機関と連携して話し合いの場などの環境づくりを推進し、併せて地域の合意による体制づくりを促進する。

なお、主な推進事項は次のとおりである。

(1) 兼業農家・高齢農家などの地域農業経営体等への参加

兼業農家や高齢農家等は、地域農業経営体等に土地や労働の提供を行い、その経営体の構成員として経営活動に参加し、その経営の仕組みの中で相互メリットを生み出せるような役割分担の調整などについて支援する。

(2) 高齢者・女性等の役割発揮による地域の活性化

高齢者・女性を中心とした直売や地域文化の伝承、都市住民との交流の運営、教育現場での食育活動等により地域の活性化を図るため、リーダーの育成や組織づくりなどについて支援する。

(3) 快適な農村生活環境の形成

「うるおい」と「やすらぎ」のある農村生活環境の形成を図るためには、地域住民が主体性を持って合意を形成し、協力し合いながら取り組んでいくことが不可欠である。

そこで、生活環境の現状点検と改善のための話し合いや、それぞれの立場における役割を担いながら取り組む活動を関係機関と連携して支援する。

さらに、農村生活環境の改善、活力ある農村社会を形成していくため、市の都市計画策定の後、汚水適正処理構想を見直し、地域の協力を得ながら「農業集落排水事業」を出来る範囲で進めて行く。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率かつ安定的な農業経営の指標

○千葉県内で展開されている経営事例を踏まえ、農業経営体の大多数を占める家族経営が次世代へ向け継続的に発展していくことを目指し、主たる従事者の所得 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする年間営業所得（1 経営体当たり 750 万円程度）を確保し得るモデル的な農業経営の指標として、主要な営農類型を例示するものです。

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稻専作	水田 30 ha うち自作地 4 ha うち借入地 26 ha 労働力 家族 2 人 (主たる従 事者1人) 臨時雇用 2 人	所得 750万円 労働時間 4,170時間	[資本装備] ・トラクター 45ps 60ps ・側条施肥田植機 6条 ・コンバイン 6条 畦塗機 ・ドライブハロー 2.4m ・乾燥・調製施設 30ha規模 ・トラック2 t 2台 ・フォークリフト ・播種機 400箱 ・育苗機 1000箱 ・パイプハウス 1,000㎡ ・作業場、倉庫 [技術内容] ・移植栽培 ・収穫期間を1か月 とる計画的な作付 け ・機械費の削減	・長期間安定借地 ・圃場の団地化 ・圃場別栽培記録 ・春秋のパート導 入 ・複式簿記の記帳 ・農業経営基盤強化 準備金等の活用	・計画的な休日 ・各種の保険加入

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\ 2,965\text{万円} & & 2,215\text{万円} \\ & = & \text{農業所得} \\ & & 750\text{万円} \end{array}$$

1 品 目 (作型・品種)	5 単位規模当たりの労働時間
コシヒカリ 20ha	13.9時間/10 a
ふさおとめ他10ha	
2 生産量	6 一時間当たりの雇用労賃
162,000kg (540kg/10a)	1,100円
3 単 価	7 借入地面積
183円/kg	26ha
4 所得率	8 10a当たり地代
25%	10,800円

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営
当たり750万程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 2

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様																																																																																																						
露地野菜 専作 (ネギ)	畑 1.35 ha 労働力 家族 3人 (主たる従 事者1人)	所得 753万円 労働時間 5,708時間	[資本装備] ・トラクター30ps ・畦立て機 ・育苗ハウス ・作業場 ・ネギロータリー ・稚苗移植農具一式 ・動力噴霧器 ・自走式防除機 ・揚水機 ・堀取機 ・半自動調製機 ・コンプレッサー ・貨物自動車 [技術内容] ・周年栽培 ・適正な品種構成 ・土づくり ・稚苗育苗 ・フェロモン剤利用 による防除回数 の削減 ・減農薬・減化学肥 料栽培 (ちばエコ認証)	・土地の集積 ・畑かん施設の導 入 ・パートの雇用 ・育苗センター方 式による育苗の システム化 ・自走式防除機、 半自動調製機の 共同利用 ・家族経営協定の 締結	・月給制の導入 ・休日制の導入																																																																																																						
【算定根拠】																																																																																																											
<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;">農業粗収益</td> <td style="width:10%; text-align:center;">－</td> <td style="width:20%;">農業経営費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">＝</td> <td style="width:20%;">農業所得</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,379万円</td> <td></td> <td>626万円</td> <td></td> <td>753万円</td> </tr> <tr> <td>1 品 目 (作型)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>所得率</td> </tr> <tr> <td> 秋冬ネギ</td> <td>70a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td> 春ネギ</td> <td>25a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 初夏ネギ</td> <td>20a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 夏秋ネギ</td> <td>20a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>単位規模当たりの労働時間</td> </tr> <tr> <td> 秋冬ネギ</td> <td>22,750kg (3,250kg10a)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>秋冬ネギ 436時間/10a</td> </tr> <tr> <td> 春ネギ</td> <td>8,750kg (3,500kg10a)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>春ネギ 409時間/10a</td> </tr> <tr> <td> 初夏ネギ</td> <td>7,000kg (3,500kg10a)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>初夏ネギ 443時間/10a</td> </tr> <tr> <td> 夏秋ネギ</td> <td>7,000kg (3,500kg10a)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>夏秋ネギ 374時間/10a</td> </tr> <tr> <td>3 単 価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 秋冬ネギ</td> <td>280円/kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 春ネギ</td> <td>280円/kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 初夏ネギ</td> <td>400円/kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 夏秋ネギ</td> <td>310円/kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得		1,379万円		626万円		753万円	1 品 目 (作型)				4	所得率	秋冬ネギ	70a				55%	春ネギ	25a					初夏ネギ	20a					夏秋ネギ	20a					2 生産量				5	単位規模当たりの労働時間	秋冬ネギ	22,750kg (3,250kg10a)				秋冬ネギ 436時間/10a	春ネギ	8,750kg (3,500kg10a)				春ネギ 409時間/10a	初夏ネギ	7,000kg (3,500kg10a)				初夏ネギ 443時間/10a	夏秋ネギ	7,000kg (3,500kg10a)				夏秋ネギ 374時間/10a	3 単 価						秋冬ネギ	280円/kg					春ネギ	280円/kg					初夏ネギ	400円/kg					夏秋ネギ	310円/kg				
	農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得																																																																																																						
	1,379万円		626万円		753万円																																																																																																						
1 品 目 (作型)				4	所得率																																																																																																						
秋冬ネギ	70a				55%																																																																																																						
春ネギ	25a																																																																																																										
初夏ネギ	20a																																																																																																										
夏秋ネギ	20a																																																																																																										
2 生産量				5	単位規模当たりの労働時間																																																																																																						
秋冬ネギ	22,750kg (3,250kg10a)				秋冬ネギ 436時間/10a																																																																																																						
春ネギ	8,750kg (3,500kg10a)				春ネギ 409時間/10a																																																																																																						
初夏ネギ	7,000kg (3,500kg10a)				初夏ネギ 443時間/10a																																																																																																						
夏秋ネギ	7,000kg (3,500kg10a)				夏秋ネギ 374時間/10a																																																																																																						
3 単 価																																																																																																											
秋冬ネギ	280円/kg																																																																																																										
春ネギ	280円/kg																																																																																																										
初夏ネギ	400円/kg																																																																																																										
夏秋ネギ	310円/kg																																																																																																										

この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営当たり750万程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 3

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 専作 (トマト+ キュウリ)	ハウス 4,000㎡ 労働力 家族 4人 (主たる従 事者1人)	所得 754万円 労働時間 6,969時間	[資本装備] ・硬質プラスチック ハウス ・複合環境制御装置 ・加温装置 ・パソコン ・土壌消毒機 ・防虫ネット ・トラクター ・灌水装置 [技術内容] ・虫媒授粉による交 配 ・育苗センターの利 用 ・土壌分析による合 理的な施肥 ・パソコンによる複 合環境制御と省力 化	・共同選果施設の 利用 ・販売方法の多様 化 ・生産と販売の分 離 ・パソコン活用による経営管理 ・機械選果による 省力化 ・作付規模拡大	・作業強度の軽減 ・雇用条件及び福利 厚生 ・各種保険の加入 ・常雇パートの導入 ・休日の確保

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 1,965\text{万円} & & 1,211\text{万円} \quad 754\text{万円} \end{array}$$

1 品 目 (作型)	6 単位規模当たりの労働時間
半促成トマト	トマト (半促成) 1,248時間/10a
夏秋キュウリ	夏秋キュウリ 659時間/10a
2 規 模	7 一時間当たりの雇用労賃
トマト (半促成) 40a	1,100円
夏秋キュウリ 30a	
3 生産量	
トマト (半促成) 54,616kg (13,654kg/10a)	
夏秋キュウリ 22,500kg (7,500kg/10a)	
4 単 価	
トマト (半促成) 249円	
夏秋キュウリ 269円	
5 所得率	
トマト (半促成) 39%	
夏秋キュウリ 37%	

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営当たり750万程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 4

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設花き専作 (カーネーション)	ハウス 4,500㎡ 労働力 家族3人 (主たる従事者が1人) 常時雇用2人	所得 752万円 労働時間 9,153時間	〔資本装備〕 ・鉄骨ハウス ・暖房機 ・自動式防除機 ・養液土耕装置 ・土壌消毒機 ・共同選花場 ・選花結束機 ・冷蔵庫 ・パソコン 〔技術内容〕 ・土壌溶液分析による施肥管理 ・生産性の高い品種の採用 ・耐病性品種の採用 ・品種に応じた栽培管理 ・作業の省力化、標準化	・契約生産・販売 ・販売方法の検討 ・生産と販売の分離 ・施設の団地化 ・パソコンによる経営管理 ・管理日誌の記帳活用 ・家族経営協定の締結	・休憩室の充実 ・雇用条件及び福利厚生 ・各種保険の加入 ・常雇パートの導入 ・部門分担制の採用

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcccl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ 3,329\text{万円} & & 2,577\text{万円} & & 752\text{万円} \end{array}$$

1 品目 (作型)	6 単位規模当たりの労働時間
スタンダードタイプ (周年出し加温)	2,034時間/10a
スプレタイプ (")	
2 規模	7 一時間当たりの雇用労賃
スタンダードタイプ 2,000㎡	1,100円
スプレタイプ 2,500㎡	
3 生産量	
スタンダードタイプ 250,800本 (125,400本/10a)	
スプレタイプ 313,500本 (125,400本/10a)	
4 単価	
スタンダードタイプ 59円/本	
スプレタイプ 59円/本	
5 所得率	
23%	

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営当たり750万程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 5

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
果樹専作 (なし)	露地1.5 ha うち自作地 1.5 ha 労働力 家族2.5人 (主たる従 事者1人)	所得 758万円 労働時間 4,102時間	[資本装備] ・トラクター 25ps <アタッチメント> ロータリー マニユアスプレッター ブロードキャスター ロータリーカッター ホルディガー フロントローダー スピートスプレヤー600リットル 果樹棚 150a 多目的防災網150a 収穫台車 トレーラー 軽トラック 選果機 採やく器、開やく器作業 舎、直売所 [技術内容] ・花芽摘除、摘蕾、摘花、 人工授粉、 早期摘果 ・適正な新梢管理、	<ul style="list-style-type: none"> 生産管理 計画的な改植 品種構成改善 適期適正管理 省力化 販売管理 顧客リスト整備 接客技術 雇用管理 パート導入 パート教育 複式簿記 	<ul style="list-style-type: none"> 月給制 休日制
				⇒左つづき 夏期管理	
				<ul style="list-style-type: none"> 土壌改良と地力向上 省力的樹形 「幸水」計画的改植と 早期成園化 「あきづき」高接ぎ更 新 	

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	=	農業所得	
1,881万円		1,123万円		758万円	
1 品目 (作型・品種)			4	単価	直売 市場
幸水 (露地栽培)				幸水	: 700円/kg 540円/kg
豊水 (露地栽培)				豊水	: 650円/kg 490円/kg
あきづき (露地栽培)				あきづき	: 650円/kg 500円/kg
新高 (露地栽培)				新高	: 600円/kg 250円/kg
2 規模 150a (成園120a、育成園30a)			5	所得率	40%
幸水	: 80a			直売比率55%、市場出荷比率45%	
豊水	: 40a				
あきづき	: 20a			6	単位規模当たりの労働時間
新高	: 10a				
					296時間/10a (直売)
					246時間/10a (市場出荷)
3 生産量					
幸水	: 14,400kg (1,800kg/10a)				
豊水	: 9,200kg (2,300kg/10a)				
あきづき	: 4,600kg (2,300kg/10a)			7	一時間当たりの雇用労賃 1,100円
新高	: 4,000kg (4,000kg/10a)				

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営当たり750万程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 6

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
酪農専業 (乳牛)	乳牛 成牛 30頭 育成 15頭 飼料畑3 ha 転換畑2 ha 自作地3 ha 借入地2 ha 農場副産物 1頭当たり 51,000円 労働力 家族 2人 (主たる従事者1人) 臨時雇用 2人	所得 751万円 労働時間 3,870時間 成牛換算 1頭当たり 129時間	[資本装備] ・トラクタ(一部共同) 45・80ps ・ロータリー、プラウ ・ハロー、播種機 ・ブロードキャスター ・マニュアルレック(共同) ・コンハーベスター(共同) ・モアコンディショナ(共同) ・ロールオーバー(共同) ・ラッピングマシン(共同) ・グロブ(共同) ・ダンプカー、バキューム2 ・コンクリートファイター ・堆肥1,000m ³ (共同) ・尿処理施設 (ゲートばっ気・液肥化) ・牛舎500m ² ・育成舎、飼料庫、サイロ ・細霧装置、扇風機 ・パイプラインミルカー ・バルククーラー(1 t以上) ・運動場500m ² (乾乳・育成用) [技術内容] ・つなぎ・パイプラインミルカー方式又はフリーストールパーラー方式 ・TMR方式採用 ・牛群検定の利用 ・WCSイネの活用 ・ラップ体系 ・牛群管理パソコンシステム ・カウコンフォートの採用	・飼料生産機械の共同利用 ・自給飼料生産基盤の団地化 ・未利用地活用 ・転換水田活用(集団連携) ・雇用労働活用(ヘルパーほか) ・簿記管理改善 ・預託等の活用 ・自給飼料増産 ・飼料生産省力化、外部化(コントラクター) ・堆肥化耕畜連携等の協同化 ・複合部門の導入連携(肉用牛) ・地域営農等への貢献 ・家族経営協定の締結	・ヘルパーの活用 ・給餌、搾乳システムの合理化 ・育成管理方式(隔離、カウパッチ) ・食育・体験農業等の受入 ・コントラクター等による地域労働システムへの参画

【算定根拠】

	農業粗収益	－	農業経営費	=	農業所得
	3,163万円		2,412万円		751万円
1 品目	(酪農専業)				6
2 規模	経産牛 30頭				1,332円
3 生産量	経産牛 1頭当たり 8,800kg				
4 単価	114円/kg				
5 所得率	24%				

※この指標は、主たる従事者 1人当たり 520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1経営当たり 750万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 7

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
肉用牛専業 (肉用牛)	127頭 出荷頭数 76頭 (60%) 稲ワラ収集 20ha 飼料畑3ha (ロールバール 体系) 自作地3ha 労働力 家族2人 (主たる従 事者1人)	所得 751万円 労働時間 3,724時間 1頭当たり 49時間	[資本装備] ・肥育牛舎 ・育成舎 ・堆肥舎(共同) ・農機具庫 ・トラクタ(一部共同) 45・80ps ・ロータリー、播種機 ・ブロードキャスター ・マニュアルレクター (共同) ・ロールバール(共同) ・ラッピングマシン(共同) ・グロブ(共同) ・ダンパー ・牛衝器 ・細霧装置、扇風機 ・運動場 [技術内容] ・国産ワラ事業 (ワラ収集) ・WCSイネ活用 ・グラス体系 (ロールバールサイレージ 又は乾草) ・牛群管理パソコンシステム ・導入先の安定化	・飼料生産機械の 共同利用 ・自給飼料生産基 盤の団地化 ・未利用資源活用 ・水田活用 (集団連携) ・雇用労働活用 (ヘルパーほか) ・簿記管理改善 ・導入先酪農との 連携 ・自給飼料増産 ・飼料生産省力化 ・外部化(コントラクター) ・堆肥化耕畜連携 等の協同化 ・家族経営協定の 締結	・ヘルパーの活用 ・給餌システムの合理 化 ・共同事業等への 参画 ・定期休日の確保

【算定根拠】

$$\begin{array}{rclcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ 9,751\text{万円} & & 9,000\text{万円} & & 751\text{万円} \end{array}$$

1 品 目 肉用牛専業

2 規 模 販売頭数76頭

3 生産量及び単価
肥育牛1頭当たり
814kg×63%×2,501円/kg=128.3万円

4 所得率
8%

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営当たり750万程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
養豚専業	養豚 繁殖雌豚 80頭 繁殖雄豚 8頭 経営面積 (施設等用地) 1.5 ha 労働力 家族2人(主たる従事者1人) 臨時雇用 1人	所得 755万円 労働時間 4,256時間 肥育豚 1頭当たり 2.8時間	[資本装備] ・分娩・離乳舎 (ウインドレス複列型) ・子豚舎 (群飼複列型) ・肥育豚舎 (群飼開放型) ・飼料タンク ・倉庫 ・堆肥舎(保管庫) ・発酵処理施設 ・尿処理施設 (浄化槽・液肥施設) ・自動給餌機 ・トラック ・ダンプ ・ショベルローダー ・バキュームカー ・消毒システム [技術内容] ・系統豚の利用 ・無看護分娩 ・人工授精活用 ・繁殖豚群管理 ・換気システム ・肥育管理システム化 ・効率的ふん尿処理 ・消毒の徹底 ・地域の耕畜連携	・雇用労働活用 ・簿記管理改善 ・家族経営協定の締結 ・堆肥化耕畜連携等の協同化 ・慢性疾病改善等 清浄化プログラム	・定期的休日採用 ・給餌、管理システム 自動化、合理化 ・育成管理方式 (隔離育成) ・食育農業の推進

【算定根拠】

$$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$$

5,545万円 4,790万円 755万円

- | | | | | |
|---|-----|---------------------------------------|---|-------------|
| 1 | 品目 | 養豚一貫専業 | 6 | 1時間当たりの雇用労賃 |
| 2 | 規模 | 繁殖豚 80頭 | | 1,353円 |
| 3 | 生産量 | 繁殖豚1頭当たり年間肉豚出荷頭数
19頭以上、出荷時生体重115kg | | |
| 4 | 単価 | 枝肉単価488円(枝肉歩留まり65%) | | |
| 5 | 所得率 | 14% | | |

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営当たり750万程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
観光農業 イチゴ + 水稲	ハウス 3,000㎡ 1 ha 労働力 家族3人 (主たる従事者1人) 臨時雇用 1人	所得 758万円 労働時間 6,814時間	[資本装備] ・ハウス ・トラクター ・畝立機 ・一部高設栽培施設 (障害者向け) ・暖房機 ・自脱型コンバイン ・施肥田植機 ・乾燥機施設一式 共同利用 ・トラック ・直売所 ・予冷庫 ・育苗用施設 ・かん水設備 ・観光受け入れの附 帯施設一式 ・炭酸ガス施用機 [技術内容] ・リレー苗(一部) ・食味及び観光に向 く品種の採用 ・天敵による防除 ・ミツバチ交配	・入園者及び入園 料の設計管理 ・リピーター確保 ・観光イチゴ農園 の地域集積化 ・パソコンによる 顧客管理 ・入園者の評価測 定 ・家族経営協定の 締結	・休憩室の充実 ・雇用条件及び福 利厚生 ・各種保険の加入 ・パートの導入

【算定根拠】

	農業粗収益	－	農業経営費	=	農業所得
	2,047万円		1,289万円		758万円
1	品目(作型)			6	単位規模当たりの労働時間
	観光摘み取りイチゴ			イチゴ	2,225時間/10a
	水稲(含む直売)			水稲	13.9時間/10a
2	規模				
	観光摘み取りイチゴ	3,000㎡			
	水稲(含む直売)	1 ha			
3	生産量				
	イチゴ	10,800kg (3,500kg10a)			
	水稲	5,610kg561kg10a)			
4	入園料・単価				
	イチゴ入園料	1,800円/人(一人当たり平均消費量1kg)			
	一部直売	2,000円			
	水稲(含む直売)	183円/kg			
5	所得率				
	イチゴ	37%			
	水稲	35%			

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営当たり750万程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 10

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
農産加工 (餅加工等 + 水稲)	餅加工 ・切り餅 ・丸餅 ・のし餅 赤飯 五目おこわ 水田 6ha もち2.6ha うるち3.4ha 労働力 家族3人 (主たる従事者1人)	所得 756万円 労働時間 2,172時間	[資本装備] ・加工室 ・ボイラー ・餅つき機 ・餅切り機 ・さまし台 ・セイロ等加工器具一式 ・トラクター ・コンバイン ・田植え機 ・乾燥機施設一式 ・軽トラック [技術内容] ・農産加工技術 ・餅加工の仕上げのタイミング ・適正な冷却時間 ・見栄えのする商品作り ・ご飯物蒸し上がり時の水分調整 ・朝市、直売所での販売対応	・良質原材料確保 ・商品のバラエティ化 ・安心感ある商品管理 ・個性ある商品アピール方法 ・パソコンによる顧客管理 ・周年製造販売体制 ・年末需要への対応 ・衛生管理の徹底 ・商品表示の徹底 ・リピーターの確保 ・売り切る販売方法 ・家族経営協定の締結	・定休日の設定 ・更衣室の設置 ・給料制導入 ・PL保険の加入

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 2,065\text{万円} & & 1,309\text{万円} \quad 756\text{万円} \end{array}$$

1 品目	5 単価
もち：切り餅、のし餅、丸餅	餅加工品 900円/kg
おこわ：五目おこわ、赤飯	赤飯・おこわ 1,200円/kg
	主食用米 183円/kg
2 規模	6 所得率
水稲 6ha (もち2.6ha、うるち3.4ha)	36.6%
3 生産量	7 労働時間
もち米 12,272kg (472kg/10a)	36.2時間/10a
主食用米 (うるち) 18,360kg (540kg/10a)	
4 加工品販売量	
餅加工 7,800kg	
赤飯 4,212kg	
五目おこわ 4,498kg	

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営当たり750万程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
農産加工 (水稲＋加工)	水田 30 ha 米加工 ・米麴 ・あられ ・甘酒 ・みそ ・みそ受託 集落農家 30戸 うち主たる 従事者2名 (30haを4 人で耕作)	所得 1,040万円 (担い手農 家2戸) 労働時間 8,000時間	[資本装備] ・トラクター ・コンバイン ・田植え機 ・乾燥機施設 ・トラック ・加工室と関連施設 ・発酵機と圧力釜 ・みそ摺り機 ・セイロ等加工器具一式 [技術内容] ・30ha規模の省力機 械化作業体系 ・収穫期間は1か月 ・水管理を除く管理 作業は組織で行う ・麴力の高い麴作り ・バラエティーに富 んだ味づくり ・パッケージの工夫 ・見栄えする商品化 ・みそ熟成温度管理	・品種別の団地化 ・経理の一元化 ・集落での農用地 利用の合意形成 ・加工品周年販売 ・良質原材料確保 ・地域個性ある商 品アピール ・パソコンによる 顧客管理 ・周年製造販売 ・年末需要の対応 ・衛生管理の徹底 ・商品表示の徹底 ・リピーター確保 ・付加価値商品の 開発 ・直売所及びネッ ト販売対応 ・農産加工の体験 ・組織の利益は、 集落農家で分配 等	・集落営農の展開 ・更衣室の設置 ・定期的休日確保 ・PL保険の加入 ・菓子製造許可 ・みそ製造許可

【算定根拠】 農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得

(組 織) 3,904万円 2,864万円 1,040万円 (主たる従事者1名当たり520万円)

- | | | | |
|-------------------------|------|---------|---------------|
| 1 品 目 | | | |
| 水稲 | | | 5 1時間当たりの雇用労賃 |
| 米加工品 | | | 1,000円 |
| 2 規 模 | | | |
| 水稲30ha (29.9ha、もち0.1ha) | | | |
| 米麴、甘酒、あられ、みそ、みそ受託等 | | | 6 所得率 |
| 3 水稲収量水準及び単価 | | | 26.6% |
| 540kg/10a、183円/kg | | | |
| 4 販売量 | | | |
| 水稲 162,000kg | あられ | 400kg | |
| 米麴 1,250kg | みそ | 9,600kg | |
| 甘酒 450kg | みそ受託 | 2,500kg | |

7 集落営農の前提条件

- ① 集落に30 haの水田があり、集落の全農家30戸で営農組合を構成。担い手2戸の自作地6 ha。
- ② 加工売上は、米麴100万、あられ60万、甘酒32万、みそ672万、みそ受託75万で算定。
- ③ 水稲及び加工に必要な機械・施設を営農組合で装備する。
- ④ 営農組合に集落の30haの農地を集積し、耕作する。

※この指標は、1経営体当たり520万円程度の農業所得を確保し得る組織経営体のモデル的な経営を示している。

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水田農業 (水稻 + 麦 + 大豆)	水田 60 ha うち自作地 9 ha うち借入地 51 ha 水稻 40 ha 麦 20 ha 大豆 20 ha 労働力 構成員4人 (主たる従事者4人) 臨時雇用3人	所得 2,080万円 (助成金 2,256万円 を粗収益 に含む) 労働時間 8,600時間	[資本装備] ・トラクター 30ps 1・90ps 1 ・側条施肥田植機 6条 2 ・コンバイン 6条 1 ・畦塗機 1 ・ドライブハロー2.4m 1 ・乾燥・調製施設 40ha規模 1 ・トラック 2 t 2 ・フォークリフト 1 ・スクリュートレンチャー 1 ・サブソイラー 1 ・ブロードキャスター 1 ・ドライブハローシーダー 1 ・ブームスプレヤー 1 ・ロータリーカルチ 1 ・大豆コンバイン 1 ・大豆乾燥機 5 t ・大豆選別機 1 [技術内容] ・移植栽培 ・収穫期間を1か月と る計画的な作付け ・機械費の削減	・長期間安定借地 ・圃場の団地化 ・ブロックローテーション ・圃場別栽培記録 ・春秋のパート導入 ・複式簿記の記帳 ・2年3作 ・基盤整備(排水機能) ・農業経営基盤強化準備金等の活用	・法人化

【算定根拠】

	農業粗収益	－	農業経営費	=	農業所得	(一人当たり)
	6,809万円		4,729万円		2,080万円	520万円
1	品 目 (品種)				5	所得率 30.5%
	水稻 (コシヒカリ、ふさおとめ他)				6	単位規模当たりの労働時間
	小麦 (さとのそら)					水稻 13.9時間/10 a
	大豆 (サチユタカ、フクユタカ)					小麦 7.6時間/10 a
2	規 格					大豆 7.6時間/10 a
	水稻 (コシヒカリ20ha、ふさおとめ他20ha)					
	麦 20ha、大豆 20ha					
3	生産量				7	一時間当たりの雇用労賃
	水稻 540kg/10a					1,100円
	麦 300kg/10a				8	借入地面積
	大豆 210kg/10a					51ha
4	単 価				9	10 a 当たり地代
	水稻 183円/kg					12,000円
	小麦 30円/kg				10	その他
	大豆 100円/kg					水田活用直接支払交付金 畑作者直接支払い交付金 等

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度を確保し得る組織経営体のモデル的な経営を示している。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

個別経営体 1

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜専作 (ニンジン+ダイコン)	畑 1ha 労働力 家族 2人 (主たる従事者1人)	所得 280万円 労働時間 2,534時間	[資本装備] ・トラクター30ps ・播種機 ・肥料散布機 ・人参選別機 ・人参収穫機 ・動力噴霧器 ・コンプレッサー ・貨物自動車 ・人参洗い機 ・大根洗い機 [技術内容] ・適正な品種構成 ・土づくり ・作業の省力化、標準化	・土地の集積 ・畑かん施設の導入	・月給制の導入 ・休日制の導入

【算定根拠】

$$\begin{array}{rclcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ 859\text{万円} & & 579\text{万円} & & 280\text{万円} \end{array}$$

1 品目 (作型・品種)		5 単位規模当たりの労働時間
秋冬ダイコン	20a	181時間/10a
秋冬ニンジン	80a	
春ニンジン	40a	
2 生産量		
秋冬ダイコン	15,000kg (7,500kg/10a)	
秋冬ニンジン	40,000kg (5,000kg/10a)	
春ニンジン	22,000kg (5,500kg/10a)	
3 単価		
秋冬ダイコン	75円/kg	
秋冬ニンジン	115円/kg	
春ニンジン	130円/kg	
4 所得率		
	32.6%	

個別経営体 2

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜 専作 (ネギ)	畑 70a 労働力 家族 2人 (主たる従 事者1人)	所得 279万円 労働時間 2,989時間	[資本装備] ・トラクター25ps ・畦立て機 ・ネギロータリー ・稚苗移植農具一式 ・動力噴霧器 ・揚水機 ・堀取機 ・半自動調製機 ・コンプレッサー ・貨物自動車 ・育苗ハウス (20坪) ・作業場 [技術内容] ・周年栽培 ・適正な品種構成 ・土づくり ・稚苗育苗	・土地の集積 ・畑かん施設の導 入 ・半自動調製機 ・家族経営協定の 締結	・月給制の導入 ・休日制の導入

【算定根拠】

農業粗収益 ー 農業経営費 = 農業所得
609万円 330万円 279万円

1 品 目 (作型・品種) 4 所得率
 秋冬ネギ 45a 46%
 春ネギ 15a
 夏ネギ 10a

5 単位規模当たりの労働時間
427時間/10a

2 生産量
 秋冬ネギ 14,625kg (3,250kg/10a)
 春ネギ 4,875kg (3,250kg/10a)
 夏ネギ 3,500kg (3,250kg/10a)

3 単 価
 秋冬ネギ 260円/kg
 春ネギ 260円/kg
 夏ネギ 290円/kg

個別経営体 3

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 専作 (トマト+ キュウリ)	ハウス 2,000㎡ 労働力 家族 2人 (主たる従 事者1人)	所得 279万円 労働時間 3,485時間	[資本装備] ・パイプハウス ・複合環境制御装置 ・加温装置 ・パソコン ・土壌消毒機 ・防虫ネット ・灌水装置 ・トラクター [技術内容] ・虫媒授粉による交 配 ・育苗センターの利 用 ・土壌分析による合 理的な施肥 ・パソコンによる複 合環境制御と省力 化	・共同選果施設の 利用 ・販売方法の多様 化 ・パソコン活用に よる経営管理 ・機械選果による 省力化 ・作付規模拡大	・作業強度の軽減 ・雇用条件及び福利 厚生 ・各種保険の加入 ・臨時パートの導入 ・休日の確保

【算定根拠】

$$\begin{array}{r} \text{農業粗収益} \\ 983\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{農業経営費} \\ 704\text{万円} \end{array} = \begin{array}{r} \text{農業所得} \\ 279\text{万円} \end{array}$$

1 品 目 (作型)	6 単位規模当たりの労働時間
半促成トマト	半促成トマト 1,248時間/10a
夏秋キュウリ	夏秋キュウリ 659時間/10a
2 規 模	
半促成トマト 20a	
夏秋キュウリ 15a	
3 生産量	
半促成トマト 27,308kg	13,654kg/10a
夏秋キュウリ 11,250kg	7,500kg/10a
4 単 価	
半促成トマト 249円	
夏秋キュウリ 269円	
5 所得率	
半促成トマト 28.0%	
夏秋キュウリ 29.5%	

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業を持続的に発展させていくために、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規農業者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、山武農業事務所や千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、山武郡市農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保するため、就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援を行っていき、将来的には認定農業者へと誘導していく。

更に、農業事業者の安定確保を図るため、農業従者の態様等の改善、家族経営協定締結による就業性、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、山武農業事務所や山武郡市農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供等のサポートを行う。

また、市が主体となって、山武農業事務所、農業委員会、山武郡市農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

加えて、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

本市は、山武農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行います。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行います。

山武市農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行います。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

地域効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面積集積の目標として示すと、既ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地域	予想農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積 (B)	目標シェア (B/A× 100)
平地	5,600ha	3,360ha	60.0%

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面積集積についての目標
農地中間管理事業の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

※注1

「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

※注2

目標年次は、おおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

山武市の平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者への農地の利用集積が進んできてはいるが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化率が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

山武市の丘陵地帯においては、野菜を中心とする土地利用型農業と併せ、施設型農業もさかんであり、認定農業者への農地の利用集積が進んできてはいるが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化率が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受け切れない農地が出てくるのが、予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に施策・事業の実施を図っていく。

(3) 関係団体等との連携体制

山武市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面積集積を促進するため、関係各課、山武市農業委員会、山武郡市農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

山武市は、千葉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、山武市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

山武市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 北部に位置する丘陵谷津地帯においては、現状のままでは農業の近代化が困難な地帯であるため、土地基盤の整備充実を図りながら、農用地利用改善事業を推進し、耕作地の集団化、農作業の効率化に努める。

イ 中央から南部にかけての中央水田地帯及び田畑混交地帯においては、ほ場整備事業がほぼ完了していることから農地中間管理事業を重点的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

更に、山武市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

- ① 協議の場の開催時期
幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定する
- ② 開催に係る情報提供の方法
開催に当たっては、山武市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ③ 参加者
市、農業委員、山武農業事務所、土地改良区、認定農業者、知識経験者、山武郡市農業協同組合、農地中間管理機構とする。
- ④ 協議すべき事項
協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。
- ⑤ 相談窓口の設置
協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、

様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが、困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、農業委員会・山武農業事務所・農地中間管理機構・山武郡市農業協同組合・土地改良区・農業者等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業

を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 山武市長への確約書の提出や山武市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 山武市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 山武市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 山武市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 山武市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 山武市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、山武市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 山武市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 山武市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 山武市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、山武市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 山武市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。) について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利

用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

山武市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

(9) 公告

山武市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を山武市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

山武市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

山武市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 山武市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 山武市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 山武市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を山武市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 山武市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。
- ⑤ 山武市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等(農地中間管理事業及び農地

中間管理機構の特例事業実施) の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

山武市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を山武市に提出して、農用地利用規程について山武市の認定を受けることができる。

② 山武市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 山武市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を山武市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、その他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 山武市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが 確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体

を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 山武市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 山武市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、山武農業事務所、山武市農業委員会、山武郡市農業協同組合、農地中間管理機構(公益社団法人千葉県園芸協会)等の指導、助言を求めてきたときは、山武市地域農業支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 山武郡市農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

山武市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 山武郡市農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 山武郡市農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

山武郡市農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

山武市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必

要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 地域や関係者などの協力を得ながら担い手育成事業として、経営体育成基盤整備事業（松尾地域豊岡地区・平成13年度～平成26年度完了）を実施し、区画整理、道路、水路を整備することで農業経営の安定を図る。
- イ 家庭排水による水質悪化防止と生産環境保全とを併せた中での農業集落排水事業（成東地域大富地区・平成17年度～平成21年度、以降6地区を予定、松尾地域大平地区・平成17年度～平成21年度）を実施し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ウ 地盤沈下等の動的要因により自然排水能力が低下し、農産物への湛水被害が生じている地域については、湛水を除去し、農業経営の維持を図るべく県営湛水防除事業（成東地域小松地区・平成10年度～平成24年度、松尾地域中台地区・平成12年度～平成21年度、松尾地域及び蓮沼地域蓮沼2期・平成10年度～令和7年度完了予定）を実施し、地域農業の安定を図る。
- エ 松尾地域及び蓮沼地域は平成18年度～平成23年度に自然環境の保全・育成に努め自然環境との共生のもと、むらづくり交付金事業（農業生産基盤整備として農道整備事業、農村生活環境基盤整備としてメダカ水路、自然環境配慮型水路、処理水を利用したビオトープ）を実施し、生活環境を整備していく。
- オ 地域ぐるみで取り組む積極的な集落を対象に、農地・水・環境保全向上対策事業を推進し、集落の資源及び環境を守っていく。
- カ ため池が老朽化し、決壊の危険性があるため、県営ため池等整備事業（成東地域姫島地区・平成19年度～平成23年度）により改修を行い、水利用の安定を図る。
- キ 山間部においては、北総中央用土地改良事業（山武地域睦岡地区）により、畑地かんがい等の生産基盤の整備を進める。
- ク 地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする

（2）推進体制等

① 事業推進体制等

山武市は、山武市農業委員会、山武農業事務所、山武郡市農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1の2、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 山武市農業委員会等との協力

山武市農業委員会、山武郡市農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、山武市地域農業支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、山武市は、このような協力の推進に配慮する。

6 新たに農業を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の3に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

近年の新規就農者は、新規学卒の農家子弟ばかりではなく、他産業に従事した後に就農する農家子弟や非農家からの新規参入者が増加するなど多様化しており、それに伴い就農形態も自家農業の継承だけでなく、新たな部門を起こす場合や、新たに農地等を確保して就農する場合、さらには農業法人等へ就業するなど多様化しています。また、本市の新規就農者数は、近年横ばい傾向にあります。そこで本市では、農業の継続的な発

展に向け、就農準備資金・経営開始資金の活用を周知し、新規就農者数を年間3人確保することを目標とします。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

就農情報の収集及び発信、就農相談会を行うほか、栽培技術や経営に関する知識の習得のため、山武農業事務所等を担い手育成の中核機関に位置付け研修等を行うとともに、関係団体、中核的な認定農業者等と連携し、就農相談から技術習得や農地の確保、就農後の定着まで一連の支援体制を充実させます。

(3) 関係機関等の役割分担

新規就農者への支援体制として、農業委員会、農地中間管理機構などから農地の確保について情報提供、また、技術指導及び経営指導については山武農業事務所・山武郡市農業協同組合・認定農業者・指導農業者など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年1月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成8年9月12日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月2日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1（第5の2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等を受ける土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該に法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地をしてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地をして利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地をして利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

別紙 2 (第 5 の 2 (2) の関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②賃貸の算定基準	③賃貸の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権の設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>なを、特定法人貸付事業による場合には、第6の3の(1)によるものとする。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の農地の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算出する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算出される額に相当するよう定めるものとする。この場合において、その金額以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産省事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき山武市が認定した金額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目毎に、農業経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営にかかる経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するための高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>